

いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準

平成 27 年 8 月 1 日 実施

令和 7 年 2 月 1 日 改正

いわき市工事請負契約約款第 10 条第 3 項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、以下に定める事項により運用するものとする。

1 対象工事

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は、本市（いわき市水道局及びいわき市医療センターを含む。）又は福島県及び他市町村（以下「福島県等」）が発注する工事で、次のいずれかの条件を満たすものとする。

ただし、福島県等が発注する工事との兼務にあたっては、本市及び福島県等がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた場合に限るものとする。

(1) 近接工事等（次のいずれかに該当する工事）

① 近接工事

② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

(2) 工事場所が市内で、契約金額が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）の工事

2 兼務できる件数

(1) 本市が発注する他工事と兼務する場合

兼務できる工事件数は 3 件までとする。なお、近接工事等については、1 件とみなして加算するものとする。

(2) 福島県等が発注する工事と兼務する場合

兼務できる工事件数は、それぞれの発注機関が定める兼務可能な件数のうち、最も少ないものをその上限とする。

3 その他の条件

工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、兼務を認めない場合がある。

なお、現場代理人の常駐義務緩和措置は、国などの公共工事等の兼務を認めるものではない。

4 変更契約時の取扱い

現場代理人が複数現場を兼務している工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件 1(2)を満たさなくなった場合についても、当該兼務を認めるものとする。

ただし、品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、現場代理人の兼務を

取り消す場合がある。

5 手続き

(1) 本市が発注する他工事と兼務する場合

現場代理人の兼務を希望する受注者は、契約締結時に、現場代理人及び主任技術者等通知書（別記様式1）を提出するものとする。

(2) 福島県等が発注する工事と兼務する場合

現場代理人の兼務を希望する受注者は、兼務の可否について、福島県等が発注する工事との現場代理人の兼務に係る申請書（別記様式2）により本市に、また、福島県等が定める様式により福島県等にそれぞれ申請するものとし、契約締結時までに双方から承認を得た上で、契約締結時に、現場代理人及び主任技術者等通知書（別記様式1）に福島県等が発行した承認書の写しを併せて提出するものとする。

6 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等

(1) 現場代理人が複数現場を兼務した工事について、受注者は、次の事項を履行すること。

なお、履行されていないことが確認された場合には、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとする。

① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる不在時責任者を指定し、必ず配置すること。

② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

※ ただし、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

ア 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ 他の工事が中止または休止となっている場合

④ 常駐義務緩和措置対象工事に係る連絡体制表（別記様式3）を作成し、関係する監督員全員に提出すること。

⑤ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

⑥ その他、条件書（別記様式4）により付された事項

(2) 緩和措置対象工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとする。

(3) 受注者が工事発注者から現場代理人の常駐義務緩和措置を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

- (4) 緩和措置を取り消された場合には、取り消された事由により一定期間、当該受注者に対する常駐義務緩和措置を認めないものとする。

附 則

- 1 この運用基準は、平成 27 年 8 月 1 日から実施する。
- 2 この運用基準の実施前に契約した工事についても、この運用基準に係る先行工事とすることができる。

附 則

- 1 この運用基準は、令和 2 年 2 月 1 日から実施する。
- 2 この運用基準の実施前に契約した工事についても、この運用基準に係る先行工事とすることができる。

附 則

- 1 この運用基準は、令和 5 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この運用基準の実施前に契約した工事についても、この運用基準に係る先行工事とすることができる。

附 則

- 1 この運用基準は、令和 7 年 2 月 1 日から実施する。
- 2 この運用基準の実施前に契約した工事についても、この運用基準に係る先行工事とすることができる。

現場代理人及び主任技術者等通知書

年 月 日契約を締結した、 工事(工期 年 月 日～ 年 月 日)について、いわき市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

いわき市長 様

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

記

1 現場代理人（通知日現在、現場代理人になっている他の工事については、裏面の一覧表のとおりです。）

氏 名	権 限
(年 月 日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。

- (注) 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
3 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
(他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人にならない場合がある。)

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐（通知日現在、主任技術者等は裏面の一覧表のとおりです。）

施 工 形 態		技 術 者				
		区分	氏 名	役職	資格の名称	
1 すべて自社施工する。		主 任 技術者	(年 月 日生)			
2 一部下請施工する。		区分	氏 名	役職	資格の名称	資格者証番号
下 請 金 額 区 分	i 下請総額5,000万円未満	主 任 技術者	(年 月 日生)			
	ii 下請総額5,000万円以上	監 理 技術者	(年 月 日生)			
		監 理 技術者 補 佐	(年 月 日生)			

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 下請総額5,000万円は、建築一式工事の場合は、8,000万円となる。
3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。）
5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
6 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日(現場着手日) 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日(工事着手日) 年 月 日

※以下は請負金額が500万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日	確認月日
確 認 結 果	確 認 結 果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

当該工事の現場代理人が兼務する工事一覧表

	発注者	工事名 (施 工 箇 所)	工 期	請負金額	適用区分
当該工事					
他の工事					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事
					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事
					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事
					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事

※ 上記に記載した「他の工事」がいわき市発注工事の場合は、「他の工事」の監督員へ写しを提出すること。

当該工事の主任技術者等が管理する工事一覧表

	発注者	工事名 (施 工 箇 所)	工 期	請負金額	適用区分
当該工事					
他の工事					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事
					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事
					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事
					☐ 近接工事 ☐ 10km以内 ☐ 少額工事

※ 上記に記載した「他の工事」がいわき市発注工事の場合は、「他の工事」の監督員へ写しを提出すること。

【凡例】

10km 以内： 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場間の相互の間隔が 10km 程度以下の近接した場所において、同一の建設業者により施工される工事

少額工事：【現場代理人】 工事場所が市内で、契約金額 4,500 万円未満の工事
(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満の工事)

【主任技術者等】 契約金額 4,500 万円未満の工事
(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満の工事)

福島県等が発注する工事との現場代理人の兼務に係る申請書

次の配置予定現場代理人を、当該工事の現場代理人とすることについて承認願います。

いわき市長 様
令和 年 月 日

申請者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 印

□のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

① 現場代理人		(年 月 日生)
② 対象 工事 1	発注機関	
	発注課名	(Tel)
	工事名	
	工事場所	
	契約額	
	工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	※契約前で工期が定ま ていない場合はこちらに 記入すること。	開札（見積）予定日 令和 年 月 日 予定工期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	工事概要	
③ 対象 工事 2	発注機関	
	発注課名	(Tel)
	工事名	
	工事場所	
	契約額	
	工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	※契約前で工期が定ま ていない場合はこちらに 記入すること。	開札（見積）予定日 令和 年 月 日 予定工期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	工事概要	
④ 適用区分		☐ 近接工事 ☐ 10km 以内 ☐ 少額工事

- (注) 1 申請書は2部（申請書以外は1部）提出すること。
2 配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。
3 対象工事の発注機関が福島県又は他市町村の場合、工事場所が分かる位置図等を添付すること。
4 契約前の場合、契約額の欄は工事等発注見通しから記載すること。

(発注機関承認欄)

様	
上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて	
1 承認します。（条件書 有 無 ）	
2 承認できません。	
令和 年 月 日	
いわき市長 印	
(承認された場合の留意点)	
※ いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準「6 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等」に定めた事項を履行することを条件とします。	
※ 契約締結時に、他の常駐義務緩和工事の発注機関からの承認書及び条件書等の写しを提出してください。 なお、本様式はいわき市に申請するためのものであり、他の発注機関に申請する際は、当該発注機関が定めた手続きによります。	
※ 他の発注機関の承認が得られなかった場合は、承認は無効となります。	

現場代理人の常駐義務緩和対象工事に係る連絡体制表

受 注 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
現場代理人氏名	
携 帯 電 話 番 号	

(工事の概要)

工 事 名			
工 期	～	～	～
工事の場所			
請 負 額			
担 当 課			
内 線 番 号			
監督員氏名			

(受注者連絡先)

主任技術者			
携 帯 番 号			
不在時責任者			
携 帯 番 号			

(その他の業者連絡先：専門技術者等を記載すること、枠は必要に応じて増減すること)

携 帯 番 号			
携 帯 番 号			
携 帯 番 号			

緩和の対象が増えた場合には、すべての関係する監督員に提出すること。

条件書

発注者		いわき市（ 部 課）
申請者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
工事名	対象工事 1	
	対象工事 2	
現場代理人		
（その他条件）		